平成２２年（フ）第３５号
沖縄県浦添市牧港１丁目43番16－406号
ポートかりゆし
債務者　末吉千枝子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５４号
沖縄県豊見城市字上田149番地１
債務者　屋嘉比智明
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８号
福島県南相馬市鹿島区鹿島字一本榎80番地の４
債務者　鈴木　里美
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第２号
岐阜県下呂市湯之島367番地１、前住所大阪市大正区三軒家東１丁目14番７－1001号
債務者　芝原いく子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第９号
三重県津市白塚町2800番地　第７野呂マンション103号室、前住所三重県津市河芸町中別保1877番地１
債務者　永納　沙苗
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１号
三重県伊賀市緑ケ丘本町4160番地の１
債務者　福越　昭二
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１７号
三重県名張市下比奈知1763番地
債務者　藤尾　和光
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１８号
三重県名張市下比奈知1763番地
債務者　藤尾はつゑ
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第３０号
滋賀県彦根市戸賀町４番地　201号
債務者　中島　佳子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第４０号
滋賀県東近江市八日市野々宮町１番38号
債務者　藤田　　豊
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第４１号
滋賀県東近江市八日市野々宮町１番38号
債務者　藤田　智子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第４２号
滋賀県愛知郡愛荘町中宿328番地10
債務者　林　　秀次
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第４３号
滋賀県愛知郡愛荘町中宿328番地10
債務者　林　加代子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１７４号
神戸市長田区片山町２丁目５番５－104号
債務者　為組こと　爲　　勝正
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９１号
神戸市灘区徳井町５丁目４番９号マエタケマンション302号
債務者　岡田　裕寛
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３２号
神戸市垂水区舞子台８丁目18番13―42号
債務者　安居　雅代
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４１号
兵庫県三木市志染町青山２丁目15番地の14
債務者　伊藤　啓一
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部